

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
1	実施方針	-	-	-	-	-	図1 維持管理運営範囲	既設(維持管理運営範囲)の詳細資料(完成図書等)を貸与して頂きたい。	閲覧資料をご確認下さい。
2	実施方針	-	-	-	-	-	図1 維持管理運営範囲	既設(維持管理運営範囲)の現場確認をさせて頂きたい。	現地をご確認下さい。
3	実施方針	-	-	-	-	-	図1 維持管理運営範囲	既設(維持管理運営範囲)機器の点検整備記録・小修理記録・運転記録・故障報告書及び各種連絡文書を貸与して頂きたい。	閲覧資料をご確認下さい。
4	実施方針	-	-	-	-	-	図1 維持管理運営範囲	既設(維持管理運営範囲)の点検整備工事資料(発注図書・完成図書等)貸与して頂きたい。	閲覧資料をご確認下さい。
5	実施方針	-	-	-	-	-	図1 維持管理運営範囲	既設(維持管理運営範囲)機器の運転時間・運転方法ならびに稼働日数(日/週)等もご教示下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
6	実施方針	-	-	-	-	-	図1 維持管理運営範囲	既設(維持管理運営範囲)機器の維持管理体制(人数等)についてご教示下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
7	実施方針	1	第1.	4			事業目的	石炭代替燃料の他に認められる利活用形態を御教示ください。	木質等のバイオマス燃料代替が挙げられます。
8	実施方針	1	第1.	4			事業目的	「…固形燃料化物は、石炭代替燃料等として…」とありますが、石炭代替燃料に限らず広くバイオマス燃料代替として有効利用することも可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針	1	第1.	4			事業目的	ライフサイクルコストが最適化されているか否かは如何なる指標で評価されるのか御教示ください。	公告時に公表いたします。
10	実施方針	2	第1.	5			事業概要	SPCを市内に設立とありますが、本事業施設内(松ヶ島終末処理場下水汚泥処理施設内)に設立してよろしいでしょうか。	場内に設立することは不可とします。
11	実施方針	2	第1.	5			事業概要	SPCを市内に設立することが要件化されていますが、SPC所在地を松ヶ島終末処理場内とすることは可能でしょうか。	場内に設立することは不可とします。
12	実施方針	2	第1.	5	ア	(1)	固形燃料化施設の設計及び建設	貴市にて実施された既設構造物有無等の調査結果は開示頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、開示頂けない場合、事業者が実施した調査結果による工程遅延リスク及び費用増加リスクは貴市にてご負担頂けるという理解してよろしいでしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。 リスクについては公告時に公表いたします。
13	実施方針	2	第1.	5	ア	(2)	2	2それ以外の予期せぬ事態による固形燃料化施設の休止時には市と事業者は協議の上、脱水汚泥の外部搬出を行うこととするがあるが、費用負担を明記してください。	公告時に公表いたします。
14	実施方針	2	第1.	5	ア	(3)	固形燃料化物の買い取り	利用先への燃料販売に当たり、環境省通知に基づいた逆有償での販売も可能と考えてよいでしょうか。	SPCが輸送費を負担し逆有償取引の場合は、利用先企業が固形燃料化物の占有者となるまでは廃棄物となります。
15	実施方針	2	第1.	5	ア	(3)	固形燃料化物の買い取り	SPCが運搬費を負担し逆有償取引となった場合、廃掃法では生成品が「有価物」ではなく「廃棄物」と解釈されるケースも想定されますが、本事業の場合、燃料化物として利用するものであり、貴市の解釈として廃棄物に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	
16	実施方針	2	第1.	5	ア	(3)	固形燃料化物の買い取り	固形燃料化物の買い取り価格は事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	買取価格は公告時に公表します。
17	実施方針	2	第1.	5	ア	(3)	固定燃料化物の買い取り	事業者が貴市から買い取る固形燃料化物の価格は、公告時に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。なお、これまでの下水汚泥固形燃料化事業では、1tあたり100円の買い取り価格が提示されることが多く、過大な価格設定は事業費用の増大に繋がる恐れがあると考えます。	買取価格は公告時に公表します。
18	実施方針	2	第1.	5	ア	(3)	固形燃料化物の買い取り	御発注条件に基づき、事業者が提案した買取単価が見直される条件はどのようなものでしょうか。	公告時に公表いたします。
19	実施方針	2	第1.	5	ア	(3)	固形燃料化物の買い取り	「事業者は、製造した固形燃料化物の全量を買取る。」とありますが、要求水準にない下水汚泥由来のリスクにより買い取りができない場合は、貴市のリスクになるとの理解でよろしいでしょうか。	市のリスクとなります。
20	実施方針	2	第1.	5	ア	(4)	3	全量有効利用の「全量」には、外部搬出分(事業者事由、予期せぬ事態による)は範囲外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	2	第1.	5	ア	(4)	利用者の確保 2	脱水汚泥の外部搬出量の限界はどの程度ですか？排出事業者は市原市様、費用負担は事業者となりますが、単価決定は事業者範囲でよろしいでしょうか？	外部搬出量の限界は公告時に公表します。排出事業者と費用負担、単価決定はその通りです。
22	実施方針	2	第1.	5	イ	(1)	固形燃料化施設規模	「処理能力は、…要求水準書に示す供給汚泥量の変動を考慮した上で安定的に処理できる能力とする」とありますが、処理能力は事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	2	第1.	5	イ	(1)	固形燃料化施設規模	年間稼働日数に規定はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	2	第1.	5	イ	(1)	固形燃料化施設規模	「年間施設稼働率」とありますが、具体的な数値があればご教示願います。	年間稼働率・稼働日数の規定はありません。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
25	実施方針	2	第1.	5	イ	(1)	固形燃料化施設規模	施設の適切な保守点検を前提とした年間稼働率を考慮して算出される施設規模を公称能力とするが、年間稼働率は各年度毎に事業者裁量で自由設定できると考えてよいでしょうか。	年間稼働率・稼働日数の規定はありません。
26	実施方針	3	第1.	5	イ	(1)	固形燃料化施設規模	公称能力については、要求水準書(案) p13 表1 処理汚泥量(年間汚泥量) 2023～2042年度の想定値(最大値) 16,936t/年を事業者が想定する年間稼働率(稼働日数)で除した数値としてよろしいでしょうか。	公称能力の決め方について規定はありません。ただし、事業者側で決めた方法は明示してください。
27	実施方針	3	第1.	5	イ	(2)	対象施設	設計・建設について 「既存設備の改修が必要な設備」が対象のため、既存設備の資料一式をご提示願います。 (仕様書、図面、フロー等完成図書類一式)	閲覧資料をご確認下さい。
28	実施方針	3	第1.	5	イ	(2)	対象施設	< 既存汚泥処理施設 > の維持管理運営を検討するにあたり、以下資料のご提示願います。 完成図書、委託業務仕様書(共通・特記)、修繕履歴、運転データ(汚泥処理:日報、月報、年報)、不具合・故障報告書、各点検類用紙(巡視点検、監視記録、測定、分析)、薬品類管理、運転体制表、修繕計画、水処理運転データ(日報、月報、年報、水質分析データ)、業務計画書、請負業者一覧表等、貴市にて実施の分析項目及び結果表、ストックマネジメント計画	閲覧資料をご確認下さい。
29	実施方針	3	第1.	5	イ	(2)	対象施設	設計・建設に既存設備の改修が必要な設備が含まれているが、改修の必要性について、事業者は発注者から、どのような資料や設備診断の機会を提供いただけるのか明示ください。	閲覧資料をご確認下さい。
30	実施方針	3	第1.	5	イ	(5)	固形燃料化物を製造する技術方式	技術方式を限定される理由と意義を御教示いただけないでしょうか。	第三者機関の判断を求めるためです。
31	実施方針	3	第1.	5	イ	(5)	固形燃料化物を製造する技術方式	「公益財団法人日本下水道新技術機構による建設技術審査証明または新技術性能評価証明」とありますが、「新技術性能評価証明」が示す内容を具体的に教示ください。	「新技術研究成果証明」と読みかえて下さい。
32	実施方針	3	第1.	6			事業方式	既設汚泥処理施設の一定規模以上の修繕・大規模修繕・更新については市が実施するとありますが、一定規模について修繕金額規模など等、定量的に明記ください。	「要求水準書」をご参照ください。
33	実施方針	3	第1.	6			事業方式	既設汚泥処理施設の一定規模以上の修繕・大規模修繕・更新については市が実施とありますが、具体的な今後の予定(計画)をご教示下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
34	実施方針	4	第1.	10			固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	有価で固形燃料化物を購入する確約について、証憑として認められる形態を御教示ください。	確約書等を指します。
35	実施方針	4	第1.	10			固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	有効利用に係る確約書の様式は募集要項等の公表時にご提示頂けると理解してよろしいでしょうか。	様式は問いません。
36	実施方針	4	第1.	10			固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	「固形燃料化物を有価で購入する確約を得ること。」とありますが、確約の証をどのように示せばよろしいでしょうか。指定の様式はありますか。	確約書等を指します。様式は問いません。
37	実施方針	4	第1.	10			固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	固形燃料化物を利用する地方自治体への事前説明について、証憑として認められる形態を御教示ください。	当該自治体との議事録で構いません。
38	実施方針	4	第1.	10			固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	「事前説明を行った証」は、該当する地方自治体に対し説明を行った際の議事録でも問題ないと理解してよろしいでしょうか。	当該自治体との議事録で構いません。
39	実施方針	4	第1.	10			固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	「事前説明を行った証」は、自治体の署名捺印は不要との理解でよろしいでしょうか。	署名・捺印は不要です。
40	実施方針	4	第1.	9			事業期間終了時の措置	「事業者は、事業期間中、維持管理運営業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時において固形燃料化施設を要求水準書に示す性能を満足する状態に保持しなければならない。」とありますが、不可抗力や貴市又は第三者の帰責事由により、事業期間の終了時において施設性能を満足できない場合、当該リスクは貴市にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	リスク分担案(不可抗力リスク)をご参照ください。
41	実施方針	4	第1.	8			事業費	最低制限価格は別途設定されるのでしょうか。	公告時に公表いたします。
42	実施方針	6	第2.	2			事業者決定までのスケジュール(予定)	予定価格及び低入札価格調査制度の設定有無は募集要項において公表されると理解してよろしいでしょうか。	公告時に公表いたします。
43	実施方針	6	第2.	2			事業者決定までのスケジュール(予定)	募集要項等に公表にあたり、質疑期間は設けられないのでしょうか。	設けます。
44	実施方針	6	第2.	2			事業者決定までのスケジュール(予定)	募集要項等に関する質疑及び意見の機会を設けていただけないでしょうか。	
45	実施方針	6	第2.	2			事業者決定までのスケジュール(予定)	募集要項等に関する質疑等は受け付けて頂ける機会はあると理解してよろしいでしょうか。その場合、本実施方針等に関する質問回答は、募集要項等に関する質疑において内容変更がなされない場合、以後有効となると理解してよろしいでしょうか。	募集要項への質疑受付期間を設けます。本質問回答は、プロポーザルの手続きに関する質問は有効となりますが、事業内容に関するものは契約上は有効とはなりません。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
46	実施方針	6	第2.	2			事業者決定までのスケジュール	現地見学会の実施はないのでしょうか。	実施します。
47	実施方針	6	第2.	2			事業者決定までのスケジュール(予定)	本事業には既存汚泥処理施設の維持管理運営業務が含まれるため、現地見学及び調査は速やかに実施させて頂く機会があると理解してよろしいでしょうか。	実施します。
48	実施方針	6	第2.	2			事業者決定までのスケジュール(予定)	募集要項前に本施設の建設予定地での現地確認、説明会の機会を設けていただけないでしょうか。	実施します。
49	実施方針	7	第2.	3	ア		応募者の構成等	SPCへの最低出資比率については規定されていないと理解してよろしいでしょうか。	規定はありません。
50	実施方針	8	第2.	3	イ		応募者の備えるべき参加資格	「(2) 固形燃料化施設の建設に参加する者に必要な資格に関する事項、における「1) 次のいずれかの評価、証明を本事業の募集開始の日までに得ているもの」とは、「平成17年度以降に完成・引渡しが完了し、本事業の募集開始の日(日本国内の公共事業において処理能力25t/日以上)の固形燃料化施設の実績を有し(尚且つ1)のいずれかの評価、証明を取得したもの」と理解してよろしいでしょうか。	代表企業の条件と建設に参加する者の条件は別となっております。両者を兼ねる場合は両方の条件を満たすことが必要となります。
51	実施方針	8	第2.	3	イ	(1)	代表企業になれる者に必要な資格に関する事項	(d)における施工実績は、「固形燃料化施設」又は「焼却施設」とありますが、「下水汚泥溶融施設」も施工実績として認められるでしょうか。	溶融施設も実績として認めます。
52	実施方針	8	第2.	3	イ	(1)	代表企業になれる者に必要な資格に関する事項	「(e) 本事業の契約の締結日前1年7か月以内の審査基準日による経営事項審査を受けている者。」とありますが、「本事業の契約の締結日」を2020年2月とした場合、1年7か月以内の審査基準日(=2019年3月31日)は、通知書の発行まで時間を要するため応募資格提出の際に要件を満たすことが出来ないと考えられます。「(e) 応募資格確認申請書類等の締結日前の1年7か月以内」ではないでしょうか。	応募資格確認申請書の時点で最新の経営事項審査を受けている証を提出してください。なお、契約時についても経営事項審査を受けていることの確認が必要ことから、契約時には1年7か月以内の経営事項審査を受けている証を提出してください。
53	実施方針	8	第2.	3	イ	(1)	代表企業になれる者に必要な資格に関する事項	代表企業になれる者に必要な資格に関する事項として、機械器具設置工事の監理技術者を専任として配置できる者が要件となっておりますが、経験は問わないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	実施方針	8	第2.	3	イ	(1)(d)	代表企業になれる者に必要な資格に関する事項	処理能力 25t/日以上)の固形燃料化施設の元請施工実績について、特定JV(構成企業)の実績でも宜しいでしょうか。	JVの実績でも構いません。
55	実施方針	8	第2.	3	イ	(2)(b)1)	固形燃料化施設の建設に参加するものに必要な資格に関する事項	固形燃料化技術を含む複数の技術を組み合わせたシステムで評価、証明を受けており、本事業において固形燃料化技術のみを導入する場合も応募資格を有しているという認識で宜しいでしょうか。	当該技術を含む評価・証明であれば資格を有していると判断いたします。
56	実施方針	8	第2.	3	イ	(2)	固形燃料化施設の建設に参加するものに必要な資格に関する事項	固形燃料化施設の建設に参加する者に必要な資格に関する事項について、一社以上の構成員が要件を満たせば良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	実施方針	8	第2.	3	イ	(3)	維持管理運営に参加するものに必要な資格	下水道法施行令第15条の3で規定する資格者の配置予定者の報告は、いつまでに貴市へ行えばよいでしょうか。	応募資格確認申請書類提出時です。
58	実施方針	8	第2.	3	イ	(3)(b)	維持管理運営に参加するものに必要な資格	処理能力25t/日以上)の固形燃料化施設または焼却施設の運転管理業務の元請実績、かつ、下水道終末処理場の水処理または汚泥処理施設の運転管理業務の元請実績を有するものとありますが、SPCを構成する維持管理運営に参加するすべての会社が1社毎にこの条件を満たすのは困難と考えます。条件の緩和をお願いいたします。	維持管理運営を行う構成員で2つの条件を満たせば良いです。
59	実施方針	8	第2.	3	イ	(3)	個別の参加資格	維持管理運営に参加する者に必要な資格に関する事項について、一社以上の構成員が要件を満たせば良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	実施方針	8	第2.	3	イ	(3)	維持管理運営に参加する者に必要な資格に関する事項	(b)における実績は、「固形燃料化施設」又は「焼却施設」とありますが、「下水汚泥溶融施設」も履行実績として認められるでしょうか。	溶融施設も実績として認めます。
61	実施方針	8	第2.	3	イ	(3)	維持管理運営に参加する者に必要な資格に関する事項	(b)における運転管理実績は、JVで元請契約した運転管理業務であり、かつ、代表企業ではない構成員での履行実績も認められるでしょうか。	認められます。
62	実施方針	9	第2.	4	オ		事業契約の締結	基本協定及び基本契約は、「応募者」の「構成員」全てとの間で締結されるという理解でよろしいでしょうか。	構成員と協力会社すべてと締結いたします。
63	実施方針	9	第2.	4	オ		事業契約の締結	基本契約締結後に、事業者又はその共同事業体の構成員のいずれかの者が募集要項等に定める資格に該当しないこととなった場合は、どのような措置が課されるのでしょうか御教示ください。	基本契約内容に従って対応いたします。契約書案は公告時に公表いたします。
64	実施方針	9	第2.	3	イ		応募者の備えるべき参加資格	「PF法に基づく事業」とありますが、DBO方式も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	実施方針	9	第2.	4	イ		評価内容	「評価内容は、後日公表する優先交渉権者選定基準による」とありますが、各種契約書(案)及び優先交渉権者選定基準の公表は、2019年4月上旬予定の募集要項等公表時と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
66	実施方針	9	第2.	4	ウ		評価結果の公表	「評価結果は、参加者に文書で通知する。」とありますが、事業費も含んで公表されると理解してよろしいでしょうか。	評価結果の公表方法等については公告時に公表いたします。
67	実施方針	9	第2.	4	ウ		評価結果の公表	提案に対する評価ポイントや評価理由等も各項目ごとに公表頂けると理解してよろしいでしょうか。	評価結果の公表方法等については公告時に公表いたします。
68	実施方針	9	第2.	4	ウ		評価結果の公表	「松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業公募プロポーザル企画提案審査会」における意見は公表頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	評価結果の公表方法等については公告時に公表いたします。
69	実施方針	12	第3.	4	イ	(4)	施設供用開始後(維持管理運営時)	要求水準及び事業提案書の内容に適合していない場合、事業者は自らの負担により、求められた改善に応じなければならないと有りますが、設計・建設に起因する事象について瑕疵担保責任期間以降は対象外という認識でよろしいでしょうか。	維持管理運営契約書に従います。契約書案は公告時に公表いたします。
70	実施方針	12	第3.	4	イ	(4)	施設供用開始後(維持管理運営時)	現時点において貴市がお考えの維持管理運営業務の実施状況等に関する定期的な確認頻度およびその内容についてご教示下さい。	要求水準書をご参照ください。
71	実施方針	14	第5.	3			当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合の措置	不可抗力等当事者の責めに帰すことのできない事由により事業契約が解除された場合におけるリスク(費用負担等)、貴市にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	実施方針	16	別紙1	共通	社会リスク	11	住民対策リスク	住民対策について、事業者が実施する工事及び運用時の騒音・振動・悪臭、工事車両の出入り等への対策が要求水準、法令規制値及び事業提案書記載内容を満足している場合は貴市のリスクであると理解してよろしいでしょうか。	都度協議の上、決定いたします。
73	実施方針	16	別紙1	共通	社会リスク	12	環境保全リスク	環境保全について、周辺への大気・水質等の環境悪化等が要求水準、法令規制及び事業提案書記載内容を満足している場合は貴市のリスクであると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	実施方針	16	別紙1	共通	社会リスク	12	環境保全リスク	環境保全について、貴市から事業者へ提供される汚泥に起因する環境問題リスクについては貴市にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	実施方針	16	別紙1	共通	経済リスク	19.20	物価変動リスク	記載のある「一定の範囲」について具体的に想定される範囲を御教示いただけないでしょうか。	公告時に公表いたします。
76	実施方針	16	別紙1	共通	経済リスク	19.20	物価変動リスク	物価変動リスクについて、物価改定を行う際の指標をご提示願います。	公告時に公表いたします。
77	実施方針	16	別紙1	共通	経済リスク	19.20	物価変動リスク	物価変動リスクについて、「一定範囲」を具体的な数値にてご提示願います。	公告時に公表いたします。
78	実施方針	16	別紙1	共通	経済リスク	19.20	物価変動リスク	物価変動による費用増減リスクについて、「一定の範囲内」の定義をご教示ください。	公告時に公表いたします。
79	実施方針	16	別紙1	共通	経済リスク	19.20	物価変動リスク	物価変動リスクについて、維持管理運営開始時点で募集要項等公表時点との物価変動分は精算して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	公告時に公表いたします。
80	実施方針	16	別紙1	共通	不可抗力リスク	25	不可抗力リスク	保険でも担保されない津波等の不可抗力については、設備引渡し前においても貴市のリスク分担としていただくのが望ましいと考えます。	公告時に公表いたします。
81	実施方針	16	別紙1	共通	不可抗力リスク	25	不可抗力リスク	印にて、「施設引渡し前の施設損傷を除く。」とありますが、不可抗力リスクは事業者では予見できない為、負担者は貴市としていただけないでしょうか。	公告時に公表いたします。
82	実施方針	16	別紙1	共通	不可抗力リスク	29	議会議決リスク	議会議決リスクについて、「債務負担行為に関する議会の不承認」は貴市負担となっておりますが、これに起因する契約の未締結及び締結遅延リスクも貴市にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	実施方針	16	別紙1	設計	設計リスク	33	用地等リスク	建設に要する資材置き場の確保について、事業者リスクとされておりますが、要求水準書P25 では資材置き場等については、貴市と協議し指定された場所とすることになっております。事業者の負うリスクについて具体的にご教示下さいようお願い申し上げます。	資材置き場利用時の管理が事業者リスクとなります。
84	実施方針	16	別紙1	設計	設計リスク	34	用地等リスク	土壌汚染、地下埋設物に関するものについてが市のリスクとありますが、事前調査にて判明した埋設物等については市の負担にて処理いただけるという認識でよいでしょうか。	プロポーザルの段階で公表されていたものは事業者リスク、契約後に判明したものは市のリスクとなります。
85	実施方針	16	別紙1	設計	設計リスク	34	用地等リスク	土壌汚染、地下埋設物に対するリスクが貴市となっておりますが、これは土壌汚染等が確認された際における処理費用や工期変更が生じた場合のリスクも貴市に分担されるとの理解で宜しいでしょうか。	プロポーザルの段階で公表されていたものは事業者リスク、契約後に判明したものは市のリスクとなります。
86	実施方針	16	別紙1	設計	設計リスク	34	用地等リスク	地下埋設物として「遺跡」が発見された場合も本項に含まれると理解してよろしいでしょうか。	プロポーザルの段階で公表されていたものは事業者リスク、契約後に判明したものは市のリスクとなります。
87	実施方針	16	別紙1	設計	設計リスク	34	用地等リスク	土壌汚染は市リスクとなっておりますが、事業者による土壌汚染調査も不要と解釈してよろしいでしょうか。	必要と判断されれば実施してください。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 実施方針に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
88	実施方針	16	別紙1	共通	社会リスク	12	環境保全リスク	事業者のリスクとしている「環境問題」のうち維持管理運営期間中は、大気・水質等の環境悪化等が事業者の帰責事由によるものであり、要求水準に示す環境対策(騒音及び振動、排出ガス、悪臭、排水)の基準を超えた場合に該当する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	実施方針	17	別紙1	維持管理運営	管理運営リスク	46	設備の瑕疵リスク	設備の瑕疵担保責任期間を御教示ください。	公告時に公表いたします。
90	実施方針	17	別紙1	維持管理運営	管理運営リスク	47	性能未達リスク	運転管理の性能未達リスクは、施設損傷リスクと同様、帰責事由が「市」と「事業者」のケースが想定されることから、それぞれの記載が必要であると考えます。	ご意見として承り、公告時に公表いたします。
91	実施方針	17	別紙1	維持管理運営	管理運営リスク	51	濃縮汚泥・脱水汚泥の供給	記載のある「一定の範囲」について具体的に想定される範囲を御教示いただけないでしょうか。	公告時に公表いたします。
92	実施方針	17	別紙1	維持管理運営	管理運営リスク	51	濃縮汚泥・脱水汚泥の供給	市から事業者へ提供される汚泥の質または量の変更による事業者の経費の増減(一定範囲内)は事業者がリスクとありますが、一定範囲とはどの程度の変動(汚泥の質、量の変動幅)であるか御教示願います	公告時に公表いたします。
93	実施方針	17	別紙1	維持管理運営	管理運営リスク	51,52	濃縮汚泥・脱水汚泥の供給リスク	濃縮汚泥・脱水汚泥の供給リスクについて、「一定範囲」を具体的な数値にてご提示願います。	公告時に公表いたします。
94	実施方針	17	別紙1	維持管理運営	管理運営リスク	51,52	濃縮汚泥・脱水汚泥の供給	市から事業者へ提供される汚泥の質または量の変更による事業者の経費の増減(一定範囲内)は事業者がリスクを分担することとなっておりますが、範囲を明確にご教示ください。	公告時に公表いたします。
95	実施方針	17	別紙1	維持管理運営	管理運営リスク	51,52	濃縮汚泥・脱水汚泥の供給リスク	濃縮汚泥・脱水汚泥の供給リスクについて、汚泥成分変動により有効利用できなくなることでSPCの売上減少及び固形燃料化物の滞留が発生するような事態となった場合、貴市にて処分費用等をご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	公告時に公表いたします。
96	実施方針	17	別紙1	維持管理運営	管理運営リスク	51,52	濃縮汚泥・脱水汚泥の供給リスク	濃縮汚泥・脱水汚泥の供給リスクについて、貴市から事業者へ提供される汚泥の質及び量は、要求水準書にて規定されるものと理解してよろしいでしょうか。	公告時に公表いたします。
97	実施方針	17	別紙1	維持管理運営	管理運営リスク	51,52	濃縮汚泥・脱水汚泥の供給リスク	濃縮汚泥・脱水汚泥の供給リスクについて、貴市から事業者へ提供される汚泥に異物等が混入していたことにより設備故障が発生した場合のリスクは、貴市にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	公告時に公表いたします。
98	実施方針	17	別紙1	維持管理運営	固形燃料化リスク	55~60	固形燃料の製造・買取に関するリスク	汚泥の可燃組成および重金属含有量等の変動幅を御教示ください。また、利用先設備に影響を及ぼすような汚泥含有物質の変動があったことにより、利用先へ販売できないときの負担については別途協議とさせていただきます。	要求水準書をご参照ください。負担等については公告時に公表いたします。
99	実施方針	17	別紙1	維持管理運営	固形燃料化リスク	59,60	固形燃料の買取に関するリスク	市の帰責事由により製造された燃料化物が有効利用企業へ販売できない場合について、利用先も計画通りに炭化燃料が利用できない場合、発電へ影響を及ぼす可能性があり、利用先から補償を求められる可能性があります。このリスクについても貴市の分担という認識でよいでしょうか。	公告時に公表いたします。
100	実施方針	17	別紙1	維持管理運営	固形燃料化リスク	55,59	固形燃料化物の有効利用リスク	固形燃料化物の有効利用リスクについて、「供給汚泥の質(主に有害物質の混入)に起因する損害リスク」は貴市負担となっておりますが、これに起因して固形燃料化物が当初想定と異なる用途でしか販売できなくなった場合のリスクも、貴市にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	公告時に公表いたします。
101	実施方針	17	別紙1	維持管理運営	固形燃料化リスク	59	固形燃料の買取に関するリスク	固形燃料の買取に関するリスクについて、貴市の帰責事由により固形燃料化物が有効利用企業へ販売できない場合に発生する処分費等の費用は、貴市にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	公告時に公表いたします。
102	実施方針	17	別紙1	事業終了	終了手続き	61	事業終了時の移管手続きリスク	本事業はDBO方式による実施を予定されているため、固形燃料化施設の工事完成・施設引渡以外に事業終了時の施設移管手続きは発生しないと考えます。本項目の施設移管手続きについて、想定されている内容をご教示願います。	公告時に公表いたします。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
1	要求水準書(案)	1	1	1.5			事業概要	SPCを市内に設立することが要件化されていますが、SPC所在地を松ヶ島終末処理場内とすることは可能と理解してよろしいでしょうか。	場内に設立することは不可とします。
2	要求水準書(案)	2	1	1.8	a)		事業場所及び進入路	施設の高さについて制限がありましたら御教示願います。	景観条例を遵守してください。
3	要求水準書(案)	3	1	1.8	a)		事業場所及び進入路	本事業用地の縦横長さをご提示ください。	閲覧資料をご確認ください。
4	要求水準書(案)	3	1	1.8	a)		事業場所及び進入路	事業場所の詳細図面を提示願います。	閲覧資料をご確認ください。
5	要求水準書(案)	4	1	1.8	b)		現地条件	事業場所は塩害地域に指定されていないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書(案)	6	2	2.2			固形燃料化施設の設計及び建設に関する業務	本工事期間中の実施が既に想定されている大規模工事がございましたら御教示いただけないでしょうか。	閲覧資料をご確認ください。
7	要求水準書(案)	6	2	2.1			用語の定義	不可抗力には津波も含まれているという認識でよいでしょうか？仮に含まれていない場合はその扱いについて御教示ください。	津波も含まれます。
8	要求水準書(案)	6	2	2.2			固形燃料化施設の設計及び建設に関する業務	土木工事には土壌汚染対策法に定める掘削土砂の汚染処理業務は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。	事業予定地は土壌汚染対策法対象外となります。
9	要求水準書(案)	6	2	2.2			固形燃料化施設の設計及び建設に関する業務 ・事業場所内通路の舗装	事業場所内通路の舗装の設計・建設について、所掌範囲・要求仕様・周囲の仕様等をご教示頂きたい。	閲覧資料をご確認ください。
10	要求水準書(案)	6	2	2.2			固形燃料化施設の設計及び建設に関する業務 ・道路排水施設	道路排水施設の設計・建設について、所掌範囲・要求仕様・周囲の仕様・排水取合い点をご教示頂きたい。	閲覧資料をご確認ください。
11	要求水準書(案)	6	2	2.2			固形燃料化施設の設計及び建設に関する業務 ・消防用設備	消防用設備等設置計画書(案)の作成に当たり、既設資料を貸与して頂きたい。	閲覧資料をご確認ください。
12	要求水準書(案)	6	2	2.2			固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の維持管理運営に関する業務 ・保全管理 保守点検	既存汚泥処理施設の保守点検履歴、概算費用等を開示いただくことは可能でしょうか？	閲覧資料をご確認ください。
13	要求水準書(案)	6	2	2.2			固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の維持管理運営に関する業務	既存汚泥処理施設について、経年劣化等の不具合が発生した場合の対応方法、責任分界点についてご教示下さい。	小修繕と大規模修繕の分けとなります。
14	要求水準書(案)	7	2	2.3			固形燃料化施設の設計及び建設に関する業務	本施設の設計及び建設の監督及び検査、は貴市の業務範囲となっておりますが、貴市以外の第三者(コンサルタント等)は関与しないと理解してよろしいでしょうか。	市が第三者に委託する業務があります。
15	要求水準書(案)	7	2	2.2			固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の維持管理運営に関する業務 ・事業場所内通路の舗装	事業場所内通路の舗装の維持管理所掌範囲をご教示頂きたい。事業場所(現芝生)については、全て舗装をお考えでしょうか？	事業者が必要と考えた場合には舗装してください。
16	要求水準書(案)	7	2	2.2			固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の維持管理運営に関する業務 ・清掃 整理整頓	清掃業務の内容についてご教示ください。清掃範囲は、別紙11 除草作業範囲ならびに範囲内にある建造物の清掃も含まれますか？	事業範囲内にある建物内の清掃も含まれます。
17	要求水準書(案)	7	2	2.3			固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の維持管理運営に関する業務	既存汚泥処理施設の設備更新について、詳細予定をご教示下さい。	閲覧資料をご確認ください。
18	要求水準書(案)	7	2	2.3			固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の維持管理運営に関する業務	既存汚泥処理施設の大規模修繕について、詳細予定をご教示下さい。	閲覧資料をご確認ください。
19	要求水準書(案)	9	2	2.5			基準及び仕様等	基準及び仕様等は契約時点で最新のものを使用するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書(案)	9	2	2.5			基準及び仕様等	国内情勢の急変等(例:大震災や津波被害等の発生による基準の強化)によって応募時と設計時で基準及び仕様等に大きな差異が生じた場合、工事物量の増加や工期延長、維持管理費の増大等に対し設計変更に応じて頂けると理解してよろしいでしょうか。	協議した上で決定いたします。
21	要求水準書(案)	9	2	2.5			基準及び仕様等	機能上同等以上であれば、相当品も使用可能と理解してよろしいでしょうか。 例:JIS ASTEM等	構いません。
22	要求水準書(案)	9	2	2.5	(3)		基準及び仕様等	下水道用機械・電気設備工事一般仕様書(市原市)及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書が記載されていますが、記載事項に相違がある場合は上位に記載されている貴市仕様書に従うと理解してよろしいでしょうか。 その他基準書についても、記載事項に齟齬がある場合には、上位に記載の基準に従うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書(案)	9	2	2.5			基準及び仕様等	事業者の創意工夫による更なるライフサイクルコストの最適化を図るため、本施設に適用される基準及び仕様は事業者提案によるものとさせて頂くことが望ましいと考えます。	ご意見として承ります。
24	要求水準書(案)	11	2	2.7	b)		モニタリングの時期・内容	実施設計については納期の設定はなく、施工開始前に完了検査を終えればよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書(案)	10	2	2.6			固形燃料化物を製造する技術方式	固形燃料化物事業を遂行するために事業者が最も重要視しなければならないことは、事業期間中、固形燃料化物を安定且つ確実に利用できる利用者を確保し、その利用者のニーズを満たすことのできる技術方式を選択することであると考えます。固形燃料化事業の技術は日進月歩で日々進化しており、また、全国で多数の実績がある昨今、入札時にここまで技術方式を限定されている自治体様はありません。技術評価、審査証明、性能評価証明を受けている技術方式、もしくはガイドラインに記載されている技術方式に限定されておりますが、これらは1つの指標であって、必ずしも万全な性能を発揮出来ている技術とは限りません。過去に実績がある技術方式であれば可など、技術方式の門戸を拡げて頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
26	要求水準書(案)	11	2	2.7	b)		財務状況(維持管理運営段階)	毎年度、求められる財務状況監査報告は、構成員のみならず協力企業も含む全事業者に課されるものでしょうか。	維持管理運営業務を行うSPCのみを対象とすることを予定しています。
27	要求水準書(案)	12	3	3.2			処理対象	処理対象には菊岡終末処理場の脱水汚泥の記載がありませんが、当該処理場の脱水汚泥も含まれると考えてよいでしょうか。	菊岡終末処理場から受泥以降、すべて含まれます。
28	要求水準書(案)	12	3	3.3			計画処理量	含水率の想定値がありますが、可燃分を含め、本事業における変動条件を御教示願います。	下水汚泥固形燃料を製造するために適した含水率を事業者側が設定することを前提に市では設定いたしません。過去の推移は別紙1および閲覧資料をご確認下さい。
29	要求水準書(案)	12	3	3.3, 3.4			計画処理量、固形燃料化施設の処理能力(固形燃料化施設)	本事業で固形燃料化する処理量は、計画・想定で年間最大で「16,936wet-t/年(含水率76%の想定)。(表1処理汚泥量(年間汚泥量))」として示されていますが、公告時の要求水準書には事業期間中の代表値及び変動幅として提示されとの理解でよろしいでしょうか。また、公告時の要求水準書で提示される処理量に対して、当該年度で実際に処理した量が増減した場合を想定した費用精算に関する仕組みが契約書(案)等に記されるという理解でよろしいでしょうか。(この費用精算に関する仕組みは、固形燃料化施設のユーティリティ使用量に大きく影響するためです。)	下水汚泥固形燃料を製造するために適した含水率を事業者側が設定することを前提に市では設定いたしません。過去の推移は別紙2および閲覧資料をご確認下さい。
30	要求水準書(案)	12	3	3.4			固形燃料化施設の処理能力	年間処理量16,936t/年は「燃料化施設での処理量」+「定期修繕時等における脱水汚泥の外部処理量」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書(案)	12	3	3.3			計画処理量	含水率は76%を想定とありますが、現時点での含水率の実績幅についてご教示ください。	別紙1をご参照ください。
32	要求水準書(案)	12	3	3.3			計画処理量	20年間の予想汚泥最大量として日平均処理量、日最大処理量が示されておりますが、年度毎の予想汚泥発生量の最大値、平均値、最小値をご教示ください。	公告時に公表いたします。
33	要求水準書(案)	12	3	3.4			固形燃料化施設の処理能力	年間稼働日数に規定はなく、事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書(案)	12	3	3.4			固形燃料化施設の処理能力	表1に年間汚泥量(想定)が提示されていますが、想定と大きく変わった場合は協議の上、それにかかわる事業費の見直しをすることは可能でしょうか。また大きく変わる場合は、P61の別紙1にあるように±35%より超えた場合と理解してよろしいでしょうか。	表1は含水率76%の場合ですので、異なる含水率の場合は汚泥量が変わります。また、薬液注入量でも変わりますので、想定条件を決定した後の汚泥量の変動に対して協議を行います。
35	要求水準書(案)	12	3	3.4			固形燃料化施設の能力	・日平均汚泥処理量が46.4wet-t/日とありますが、年間で計画される修繕等の非稼働日×46.4wet-t/日の汚泥発生量については、外部搬出とし、その費用を見込むことでよろしいですか、あるいは、 ・表1に示す汚泥量(年間汚泥量)を定期修繕を除いては全量処理でき、-中略-る能力とする、とあるように、定期修繕以外の非稼働日(突発停止等)は、汚泥貯留して全量処理する設備能力を持たせるとの考えですか ・既設(汚泥貯留棟)での汚泥貯留量はいくらでしょうか。	汚泥貯留量を含めて、事業者側のご提案にお任せします。
36	要求水準書(案)	12	3	3.4			固形燃料化施設の処理能力	処理能力は、汚泥量の変動を考慮した上で安定処理できる能力とありますが、要求水準書(案)p13表1処理汚泥量 2023~2042年度の想定最大値16,936t/年をもとに事業者が想定する稼働率、系列数等で決定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書(案)	12,13	3	3.3, 3.5			計画処理量、汚泥性状(固形燃料化施設)	南総終末処理場から搬送される脱水汚泥量、含水率、強熱減量及び発熱量(低位・高位)等の性状について、公告時に事業期間中の代表値及び変動幅をご提示願います。	公告時に公表いたします。
38	要求水準書(案)	13	3	3.5			汚泥性状(固形燃料化施設)	(別紙2 濃縮汚泥・脱水汚泥の性状データ 表参-5~8可燃成分及び重金属含有量)の表中で示されている塩素や放射性物質等の性状は、固形燃料化物を製品として利用する上で重要な指標の一つとなります。また、流入に由来する塩素や放射性物質等の性状は、事業者ではコントロールができません。上記より、塩素や放射性物質等の性状について、固形燃料化物が製品として利用できない場合等の責任分担の明確化を図るため、公告時に可燃成分及び重金属含有量に対する代表値及び変動幅を要求水準でご提示ください。	公告時に公表いたします。
39	要求水準書(案)	13	3	3.5			汚泥性状(固形燃料化施設)	(別紙2 濃縮汚泥・脱水汚泥の性状データ 表参-5~8で示される可燃成分及び重金属含有量)が示されていますが、施設設計及び燃料化物の引取り先の選定等で必要な重要度の高いデータとなります。公告時には過去5箇年分以上のデータをご開示ください。	閲覧資料をご確認ください。
40	要求水準書(案)	13	3	3.5			汚泥性状(固形燃料化施設)	脱水汚泥の性状については、事業者管理とありますが、脱水機については既設を使用するため運転調整の範囲に限られます。また可燃分や発熱量については事業者によるコントロールが出来ないものとなります。このため、脱水汚泥の水分、可燃分、発熱量に対し、代表値および変動範囲をご提示頂きたいお願い致します。	運転時に想定される含水率として下さい。過去データについては別紙1および閲覧資料をご確認ください。
41	要求水準書(案)	13	4	4.2			計画処理量	表1に年間汚泥量(想定)が提示されていますが、想定と大きく変わった場合は協議の上、それにかかわる事業費の見直しをすることは可能でしょうか。また大きく変わる場合は、P61の別紙1にあるように±35%より超えた場合と理解してよろしいでしょうか。	表1は含水率76%の場合ですので、異なる含水率の場合は汚泥量が変わります。また、薬液注入量でも変わりますので、想定条件を決定した後の汚泥量の変動に対して協議を行います。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
42	要求水準書(案)	13	4	4.2			計画処理量 (既存汚泥処理施設)	既存汚泥処理施設で濃縮及び脱水処理の(別紙1 下水汚泥の発生予想量 表参-2松ヶ島終末処理場における汚泥量の将来予測)で示される値について、公告時の要求水準書に事業期間中の代表値及び変動幅としてご提示願います。 また、公告時の要求水準書で提示される処理量に対して、当該年度で実際に処理した量が増減した場合を想定した費用精算に関する仕組みが契約書(案)等に記されるという理解でよろしいでしょうか。(この費用精算に関する仕組みは、既存汚泥処理施設のユーティリティ使用量に大きく影響するためです。)	下水汚泥固形燃料を製造するために適した含水率を事業者側が設定することを前提に市では設定いたしません。過去の推移は別紙1および閲覧資料をご確認下さい。
43	要求水準書(案)	13	4	4.2			計画処理量	<初沈汚泥>、<余剰汚泥>について、時間変動・曜日による量の推移(差異)をご教示下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
44	要求水準書(案)	14	4	4.2			計画処理量	<菊間終末処理場からの圧送汚泥>について、時間変動・曜日による量の推移(差異)をご教示下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
45	要求水準書(案)	14	4	4.3			汚泥性状 (既存汚泥処理施設)	既存汚泥処理施設の各汚泥性状について、参考実績の汚泥濃度を示されていますが、松ヶ島終末処理場で発生する初沈汚泥・余剰汚泥及び菊間終末処理場からの圧送汚泥に関する固形物濃度等の汚泥性状を、既存汚泥処理施設の運転管理に関する代表値及び変動幅として公告時にご提示ください。	公告時に公表いたします。
46	要求水準書(案)	14	4	4.3			汚泥性状	「菊間終末処理場からの圧送汚泥管の洗浄水を週2回程度受け入れしており、その際、一時的に処理汚泥量及び処理汚泥性状が変動する」とありますが、同洗浄水受け入れ時の変動内容を具体的にご教示ください。	閲覧資料をご確認下さい。
47	要求水準書(案)	14	4	4.3			汚泥性状	菊間終末処理場からの圧送汚泥管の洗浄水量・受入時間をご教示頂きたい。洗浄水受け入れの際の、処理汚泥量及び処理汚泥性状の変動幅をご教示下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
48	要求水準書(案)	14	4	4.4			汚泥供給条件	特に定めないとございますが、最少稼働日数等の要件はございますでしょうか。	ございません。
49	要求水準書(案)	14	4	4.4			汚泥供給条件	「各汚泥の供給条件については特に定めない。」の意味を具体的にご教示下さい。	生汚泥、余剰汚泥の供給条件を決めないという意味です。
50	要求水準書(案)	15	5	5.1			電力	購入電力単価を御教示下さい。	公告時に公表いたします。
51	要求水準書(案)	15	5	5.1			電力	「有償にて供給する」とありますが、電力単価をご教示ください。また、基本料金との設定がある場合は併せてご教示ください。	公告時に公表いたします。
52	要求水準書(案)	15	5	5.1			電力	有償にて供給するとありますが、単価は2019年4月に公表予定の募集要項等に記載されるとの理解でよろしいでしょうか。	公告時に公表いたします。
53	要求水準書(案)	15	5	5.1			電力	電力は貴市から有償で供給頂くこととされていますが、貴市の需負により電力が供給されなかった場合(安定性を欠いた場合も含む)のリスクは事業者側で負うことが出来ないため、貴市のリスクであると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書(案)	15	5	5.1			電力	「- 電力は、事業者が松ヶ島終末処理場の予備盤(MH13-2)に真空遮断器を設置し…」との記載がある一方、7)c電気設備に関する要求水準には記載がありません。上記真空遮断器の設置は事業者の業務であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書(案)	15	5	5.1			電力	年間の停電実績(計画及び突発)は要求水準書にてご提示頂けると理解してよろしいでしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
56	要求水準書(案)	15	5	5.1			電力	「予備盤(MH13-2)に真空遮断器等を設置」について具体的に検討するにあたり、関連する既設電気設備全ての資料一式(展開接続図・盤図面・端子表等を含めた完成図書類)をご提示ください。	閲覧資料をご確認下さい。
57	要求水準書(案)	15	5	5.2			運転・制御	既設設備との取合い信号は設計協議においてご提示頂けると理解してよろしいでしょうか。	契約時に設定いたします。既設企業との協議となります。
58	要求水準書(案)	15	5	5.2			運転・制御	既設設備範囲にケーブルを敷設する場合、電路(ラック・ダクト等)は既設を使用可能と理解してよろしいでしょうか。また電路の増設が必要な場合は、事業者負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書(案)	15	5	5.2			運転・制御	「運転・制御(既設設備との運動運転等を含む)に必要なケーブル敷設」について具体的に検討するにあたり、関連する既設電気設備全ての資料一式(上記NO. 同様、及びソフトウェア(制御・画面・帳票等)を含めた完成図書類)をご提示ください。	閲覧資料をご確認下さい。
60	要求水準書(案)	15	5	5.3			電気室及び監視室スペース	図4 電気系統取合い図に記載がある燃料化施設内の電気設備は、全て本事業用地約1,480㎡に配置すると理解してよろしいでしょうか。また、本事業用地面積の拡張は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、監視制御設備は、汚泥処理棟中央監視室を原則とします。事業用地面積の拡張は不可です。
61	要求水準書(案)	15,16	5	5.4			自家発電設備	「既設自家発電設備の利用も可能」との記載がありますが供給可能値(容量・時間)をご教示ください。	公告時に公表いたします。
62	要求水準書(案)	15,16	5	5.4			自家発電設備	既設自家発電設備の利用も可能であるとありますが、既設自家発電設備の仕様および本施設で使用できる容量をご教示願います。	仕様は閲覧資料をご確認ください。使用できる容量は公告時に公表いたします。
63	要求水準書(案)	16	5	5.6			上水	購入上水単価を御教示下さい。	公告時に公表いたします。
64	要求水準書(案)	16	5	5.6			上水	上水等の市から提供されるユーティリティ費の単価について御教示願います。	公告時に公表いたします。
65	要求水準書(案)	16	5	5.6			上水	有償にて供給するとありますが、単価は2019年4月に公表予定の募集要項等に記載されるとの理解でよろしいでしょうか。	公告時に公表いたします。
66	要求水準書(案)	16	5	5.6			上水	既設上水管からの分岐バルブは設置済みであると理解してよろしいでしょうか。	分岐バルブは事業者で設置をお願いします。
67	要求水準書(案)	16	5	5.6			上水	メーターは事業者にて設置するものと理解してよろしいでしょうか。その場合、計量法に規定された検定は必要でしょうか。	ご理解のとおりです。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
68	要求水準書(案)	16	5	5.6			上水	上水の取水個所の施工図面等を貸与下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
69	要求水準書(案)	16	5	5.8			再利用水	再利用水、二次処理水、砂る過水という表記がありますが、これらはすべて同義という理解で宜しいでしょうか。	同義です。
70	要求水準書(案)	16	5	5.8			再利用水	圧力0.2MPaとありますが、別紙5では焼却炉受水槽にポンプを新設するとあります。圧力0.2MPaとは砂る過水槽から焼却炉受水槽への移送ポンプの圧力と言う理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書(案)	16	5	5.8			再利用水	砂る過水の取水個所の施工図面等を貸与下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
72	要求水準書(案)	16	5	5.8			再利用水	給水量について、可能な範囲で上限値を超えて使用することは可能でしょうか？仮に使用量が上限値よりも超えた場合、有償となりますか？	協議の上、決定します。
73	要求水準書(案)	17	5	5.8			再利用水	表5 二次処理水水质に記載されている「A,B系」、「C系」の詳細をご教示頂きたい。	現地でご確認下さい。
74	要求水準書(案)	17	5	5.11			製造工程における排水	流量計の設置が義務付けられていますが、市で管理されている監視制御システムに流量値の信号送信は不要と考えてよろしいでしょうか。	不要です。
75	要求水準書(案)	17	5	5.11			製造工程における排水	排水水质が市原市下水道条例第5条及び第5条の2に定める基準値とありますが、水温を遵守するためには冷却水を大量に供給するまたは放冷する設備を設置することになります。これにより設備の大型化または機器数の増加となり事業費が過大となるため、水温の項目を除外頂けないでしょうか。	水温については遵守お願いいたします。
76	要求水準書(案)	17	5	5.11			製造工程における排水	固形燃料化施設は市原市下水道条例第5条の2の2 製造業には該当しないとの理解で良いでしょうか？	該当しません。
77	要求水準書(案)	17	5	5.11			製造工程における排水	当実績では、放流基準値を超過した設備排水を水処理へ返流しても、その水量から流入水質に与える影響はごく僅かです。本施設は水処理設備が隣接しているため別途、脱窒、SS除去のための排水設備(凝集沈殿・生物処理)を設置することは建設費・維持管理費の増大にもつながるため本規制を削除いただくことは可能でしょうか？	ご意見として承ります。
78	要求水準書(案)	17	5	5.12			脱水汚泥	脱水汚泥はポンプを介して受け入れるとありますが、ポンプの仕様をご教示いただけないでしょうか(吐出量、圧力、電動機容量、口径等)。	閲覧資料をご確認下さい。
79	要求水準書(案)	17	5	5.12			脱水汚泥	既設「脱水ケーシング」の機器仕様をご提示下さい。既設ポンプにて汚泥燃料化施設まで搬送可能でしょうか？	閲覧資料をご確認下さい。
80	要求水準書(案)	18	5	5.12			脱水汚泥	図5に脱水汚泥の引渡(責任分界点)の記載がありますが、既設設備の運転を事業者にて実施するなかで、責任分界点が何を意味するのか御教示願います。	新設設備に対する責任分界点という意味になります。
81	要求水準書(案)	19	6				環境への配慮	各種規制については、他の施設を考慮し、遵守できる施設とするとの記載がございますが、既設設備の現状の数値等についてご提示願います。	閲覧資料をご確認ください。
82	要求水準書(案)	19	6	6.1			騒音規制基準	目標値以下を満足するよう適切な対策を施しますが、万一目標値を満足することができなかった場合の具体的なペナルティ事項をご教示ください。	公告時に公表いたします。
83	要求水準書(案)	19	6	6.1			騒音規制基準	敷地境界とは松ヶ島終末処理場全体の境界を示すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書(案)	19	6	6.1			騒音規制基準	現在の敷地境界における暗騒音をご教示ください。	平成28年度環境騒音調査では松ヶ島西一丁目目で昼間53dB夜間52dBでした。
85	要求水準書(案)	19	6	6.1			騒音規制基準	暗騒音のデータをご提示下さい。	
86	要求水準書(案)	19	6	6.3		1)	有害ガスに関する基準	排出ガス基準の具体値は、環境管理課との協議結果に基づいて提示と解釈してよろしいでしょうか？	法律を遵守できる値として事業者設定としてください。
87	要求水準書(案)	19	6	6.3		1)	有害ガスに関する基準	総量規制の事業所単位は処理場全体の固形燃料化施設どちらでしょうか？	処理場全体となります。
88	要求水準書(案)	19	6	6.3		1)	有害ガスに関する基準	既設焼却設備の届け出内容は提示頂けるものとします。	閲覧資料をご確認下さい。
89	要求水準書(案)	19	6	6.3		1)	有害ガスに関する基準	各規制項目については、千葉県環境生活部大気保全課発行の「事業者のための大気汚染防止法の手引き」を参照することによろしいでしょうか。また各規制値については、事前に事業者より提示し、ご確認いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	各種規制値は事業者にて確認してください。
90	要求水準書(案)	19	6	6.3		2)	白煙に関する条件	0 × 相対湿度100%の条件下で発生しないことを条件とする、とありますが、同条件が達成できる設備を設けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。条件等は公告時に公表いたします。
91	要求水準書(案)	19	6	6.3		2)	白煙に関する条件	白煙防止対策は温室効果ガス削減に反しますが、運用上も実施するとの理解でよろしいでしょうか？また、白煙防止条件 0 × 湿度100%の設定根拠をご教示願います。	実施します。条件等は公告時に公表いたします。
92	要求水準書(案)	19	6	6.3		2)	白煙に関する条件	本施設は準工業地域にありますが、白煙防止対策は必須でしょうか？エネルギーの有効利用、また設備費低減の観点から防装置を設置しない自治体もあります。当社実績においても準工業地域で設備費低減の点から防装置を設置していない汚泥焼却炉があります。防装置を設置するとコストアップにもなるため、本規制を削除いただくことは可能でしょうか？	白煙防止は必要です。条件等は公告時に公表いたします。
93	要求水準書(案)	19	6	6.3		2)	白煙に関する条件	白煙に関する条件としては、気温0 × 相対湿度70%というのが一般的です。記載条件(気温0 × 相対湿度100%)にて検討することが必要でしょうか？	公告時に公表いたします。
94	要求水準書(案)	19	6	6.4			悪臭防止対策	事業用地における現状の臭気指数をご教示願います。	閲覧資料をご確認ください。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
95	要求水準書(案)	21	7	7.1			事前調査	事前調査に関わる費用は積算条件を明記し見積に含めますが、積算条件と異なる状況であることが明らかになった場合は協議させて頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書(案)	21	7	7.2	a)		設計	設計期間中において、設計業務の管理・統括を行う機械器具設置工事の監理技術者を配置することありますが、この期間における監理技術者は兼務可能との理解でよろしいでしょうか？また、これは代表企業が配置する必要があるのでしょうか？	監理技術者は専任となり兼務不可です。また、監理技術者は建設に参加する構成員又は協力企業の中から配置してください。
97	要求水準書(案)	21	7	7.2	a)		設計	事業者が設計図書をご提出し、検査合格となるべき指定時期がございましたら、ご教示願います。	工事着手前であれば、特に指定はございません。
98	要求水準書(案)	23	7	7.2	f)		提出書類	「施設概要説明資料(フローパネル含む)」とありますが、フローパネルは固形燃料化施設に係る展示用パネルと解釈してよろしいでしょうか。また、形状、数量は事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書(案)	24	7	7.3	e)		環境対策	建設廃棄物は、適切に処理・処分またはリサイクルすることありますが、本建設予定地は、土壌汚染等の懸念はないものと理解してよろしいでしょうか。	閲覧資料をご確認ください。
100	要求水準書(案)	24	7	7.3	e)		環境対策	工事期間中発生する排水について、設備試運転中に発生が予想されるプラント排水は処理場へ返送させて頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書(案)	24	7	7.3	e)		環境対策	工事期間中発生する排水性状について、どのような処理が想定されるかご教示ください。	本施設稼働時と同じ条件が設定されます。
102	要求水準書(案)	25	7	7.3	f)		施工管理	実施方針の(リスク分担保)では、建設に要する資材置き場等の確保に関することが事業者のリスクとなっております。一方、要求水準書では資材置き場等については貴市と協議し、指定された場所となっております。事業者の負うリスクについて具体的にご教示下さいませようお願い申し上げます。	資材置き場利用時の管理が事業者リスクとなります。
103	要求水準書(案)	25	7	7.3	f)	~	施工管理	配置する技術者はいつまでに届出する必要があるでしょうか？	応募資格確認申請書類提出時です。
104	要求水準書(案)	25	7	7.3	f)	~	施工管理	配置する監理技術者及び主任技術者は、従事実績は問わないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書(案)	25	7	7.3	f)	~	施工管理	電気設備工事、土木工事、建築工事の期間中に配置する主任技術者は、「代表企業」や「建設に参加する(構成員)」以外の1次下請業者から配置しても差し支えはございませんでしょうか。また、1次下請からの主任技術者配置が可の場合は、技術者は現場工事施工期間中のみ配置すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	建設に参加する構成員又は協力企業の中から配置してください。
106	要求水準書(案)	25	7	7.3	f)	~	施工管理	電気、土木、建築工業に係る主任責任者を配置するにあたり、必要な資格はありますか？	建設業法に則して下さい。
107	要求水準書(案)	26	7	7.3	i)		工事期間中のユーティリティ	固形燃料化施設の建設に必要な電力、上水について、事業者の責任で手続きを行う旨の記載がありますが、維持管理におけるユーティリティ条件同様、市から調達が可能にしたいことを要望します。	建設時には必要な上水は市から有償で供給します。供給点から必要箇所までの配管等は事業者で整備してください。電力に関しては、仮設事務所や建設機器の電力は事業者で用意してください。試験等で設置した機器を使用する分は市から有償で供給します。
108	要求水準書(案)	26	7	7.3	i)		工事期間中のユーティリティ	固形燃料化設備の試運転に必要な電力については、処理場の受電系統から受電させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書(案)	27	7	5.3	m)		仕様材料及び機器	同一品種の機器、材料等については、1社製品を用いることありますが、同一品種とは予備機のように同一機器が複数ある場合や複数系列における同一機器を示すという理解で宜しいでしょうか。(例えば役割の異なるポンプは同一品種に該当しないという理解で宜しいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
110	要求水準書(案)	27	7	7.3	n)	1)	国の交付金の適用	国の交付金を活用することを想定していると思いますが、どの交付金を活用するか御教示願います。	社会資本整備総合交付金の予定です。
111	要求水準書(案)	27	7	7.3	n)	3)	他工事間調整	先行及び同調工事の必要性把握のため、2023年までの定修・改修工事計画(予定)を提示願います。	閲覧資料をご確認下さい。
112	要求水準書(案)	28	7	7.3	n)	5)	現場代理人・主任技術者等の選定及び常駐を要しない期間	における主任技術者等(監理技術者含む)は、工事施工に着手するまでの期間(工場製作期間)と現場工事着手後の期間(現場施工期間)で、別々の技術者を選定配置してもよろしいでしょうか。(H28.12.19、国土交通省、監理技術者運用マニュアル記載)	マニュアルのとおりです。なお、現場工事着手日は最初の工種が着手した日とします。
113	要求水準書(案)	29	7	7.3	n)	9)	第三者機関による品質証明	東洋ゴム加工品類およびニッタ化工品類の製品について、建設資材のみでなくすべての製品が該当するでしょうか(クーリングタワー充てん材など)	該当します。
114	要求水準書(案)	30	7	7.4	a)	1)	施設規模	施設規模として、脱水汚泥を全量固形燃料化物として製造できるものであること、とありますが、実際には、100%を固形燃料化物として回収することは困難です。	回収範囲および許容範囲は特にございません。
115	要求水準書(案)	30	7	7.4	a)	1)	施設規模	「脱水汚泥を全量固形燃料化物として製造できるものであること」とありますが、実際には、製造工程における製品ロス(歩掛)ができることが想定されます。脱水汚泥 固形燃料化物の製造割合の歩掛りは、どの程度まで許容頂けるのかについてご教示ください。	回収範囲および許容範囲は特にございません。
116	要求水準書(案)	30	7	7.4	a)	2)	配置計画	防鳥対策を講じること、とありますが、建設段階では予測困難なため、試運転中に問題が生じた箇所に対策するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書(案)	30	7	7.4	a)	2)	配置計画	現状として、どのような糞害等が生じているかご教示願います。	糞害の実績はございません。
118	要求水準書(案)	31	7	7.4	a)	3)	計量機器	上記の場合、汚水排水(質)について、現状想定されている計量設備をご教示下さい。	形式に指定はございません。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
119	要求水準書(案)	31	7	7.4	a)	3)	計量機器	形式に指定は無いという理解でよろしいでしょうか。	
120	要求水準書(案)	31	7	7.4	a)	3)	計量機器	汚水排水(量、質)とありますが、連続的に測定出来ない項目もあり(BOD)、計量機器を設置して測定する項目について御教示願います。排水の計量機器は、pHを設置することが一般的であり、本事業における排水水質計量機器もpH計とすることが適当と史料します。	連続測定すべき項目につきましては、公告時に公表いたします。
121	要求水準書(案)	31	7	7.4	a)	3)	計量機器	固形燃料化物製造量とは、固形燃料化物の出荷量と同義であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	要求水準書(案)	30	7	7.4	a)	3)	計量機器	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める「産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」について、乾燥方式の場合、個別基準としては汚泥の乾燥設備(天日乾燥以外)のみ適用と解釈してよろしいでしょうか。	どの基準を適用するかは契約時に協議します。
123	要求水準書(案)	31	7	7.4	a)	3)	計量機器	定期的に計量できる設備を設置することあり、その項目の中に排出ガス項目がありますが、記載のすべての項目について連続測定が必要になるでしょうか？また、これらのデータは外部へ送信する必要は無いという認識でよろしいでしょうか。	連続測定すべき項目につきましては、公告時に公表いたします。データの外部出力は不要です。
124	要求水準書(案)	31	7	7.4	a)	3)	排出ガス項目(排ガス量)	排ガス量の測定は、定期的を実施する排ガス検定時に実施することよろしいでしょうか。	法令上問題が無ければその通りとします。
125	要求水準書(案)	31	7	7.4	a)	4)	環境対策	悪臭防止対策について、敷地境界における臭気指数13以下を満足すれば、脱臭設備の設置については事業者判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	要求水準書(案)	31	7	7.4	a)	4)	環境対策	固形燃料化施設の停止期間中の脱臭対策として既設を流用(既設設備へのダクト接続)は可能でしょうか。	可能です。
127	要求水準書(案)	32	7	7.4	a)	6)	温室効果ガス排出量	目標値や満足すべき基準値等の指標は無いという理解でよろしいでしょうか。	公告時に公表いたします。
128	要求水準書(案)	32	7	7.4	a)	6)	温室効果ガス削減量	「固形燃料化施設の温室効果ガス排出量の削減に努めること」とありますが、施設における上限値や処理場全体の目標値などがありましたらご教示ください。またこの値は評価項目の一つと考えてよろしいでしょうか。	公告時に公表いたします。
129	要求水準書(案)	32	7	7.4	a)	6)	温室効果ガス排出量	温室効果ガス計算様式を提示願います。	公告時に公表いたします。
130	要求水準書(案)	32	7	7.4	a)	6)	温室効果ガス排出量	温室効果ガス排出量の上限値は設定される予定でしょうか。設定される場合、上限値をご教示ください。	ございません。
131	要求水準書(案)	32	7	7.4	a)	6)	温室効果ガス排出量	規制値はありますか。	
132	要求水準書(案)	32	7	7.4	a)	6)	温室効果ガス排出量	既設焼却設備の排出量を提示願います。	排出量を計測した値は有りません。
133	要求水準書(案)	32	7	7.4	b)	1)	汚泥受入・搬送設備	貯留容量が48時間分以上となっていますが、容量計算は、3.3計画処理量 日最大処理量52.9t/dより算出することよろしいでしょうか。	事業者提案といたします。
134	要求水準書(案)	33	7	7.4	b)	3)	固形燃料化物貯留設備	固形燃料化物の搬出量は、松ヶ島終末処理場内の市所有のトラックスケールによる計量とするため留意することありますが、使用時間に制約はあるのでしょうか。(日中 時～ 時のみ使用可、土日祝日は使用不可、盆、年末年始は使用不可など。)使用できない期間がある場合、最長で何日を見込めばいいでしょうか。	使用時間の制約はございません。
135	要求水準書(案)	34	7	7.4	b)	6)	脱臭設備	設計の参考となる既設の汚泥処理設備で発生する臭気データ等をご提供いただけないでしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
136	要求水準書(案)	34	7	7.4	b)	7)	用役設備	二次処理水については、市から一時的に供給が途絶えた場合でも、(中略)バックアップシステムを構築することありますが、一時的とはどの程度の時間を想定しているでしょうか。	
137	要求水準書(案)	34	7	7.4	b)	7)	用役設備	2次処理水の一次的な供給停止は何時間程度を想定すればよいでしょうか。	公告時に公表いたします。
138	要求水準書(案)	34	7	7.4	b)	7)	用役設備	二次処理水については、市から一時的に供給が途絶えることを想定して別途、設備内に処理水槽を設ける必要がありますか？また、バックアップ用水の詳細(供給可能量ほか)についてご教示下さい。	
139	要求水準書(案)	34	7	7.4	b)	7)	用役設備	別の用水とありますが、供給頂ける別の用水はありますか。	上水となります。
140	要求水準書(案)	34	7	7.4	b)	7)	用役設備	二次処理水の供給が停止した際も運転継続できるよう、タンクの設置または別の用水を使用して燃料化設備の運転を継続とありますが、長時間二次処理水の供給が停止し、別の用水がない場合、運転継続するためにタンクを設置するとタンク容量容量が膨大となることから、二次処理水の供給が停止した際には安全に設備を停止することが出来る機能を有するということとさせていただきます。	公告時に公表いたします。
141	要求水準書(案)	34	7	7.4	b)	7)	用役設備	指定取り合い場所とは別に、緊急用として、放流口等から取水可能でしょうか。	可能です。
142	要求水準書(案)	35	7	7.4	c)		電気設備に関する要求水準	既設との取合いにおいて、既設運転方式の改善等、機能増設が必要となった場合、貴市にて対応頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者負担となります。
143	要求水準書(案)	35	7	7.4	c)	1)	高圧受変電設備	受電点における計量用電力量計はデマンド計測不要と理解してよろしいでしょうか。	電力料金の算出に際し、最大需要量が必要のため、デマンド計測することとします(p.44参照)。
144	要求水準書(案)	35	7	7.4	c)	1)	高圧受変電設備	力率の規定「98%以上」は平均値であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	要求水準書(案)	35	7	7.4	c)	1)	高圧受変電設備	力率98%以上とした設定根拠をご教示願います。	省エネ法「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」を設定根拠としています。
146	要求水準書(案)	35	7	7.4	c)	1)	高圧受変電設備	高調波抑制対策技術指針では、受電点に対する高調波流出量を算出し対策の要否を判断していますが、本指針に基づき高調波計算を実施する上で既設設備の高調波発生機器の仕様(整流方式、容量、台数等)と受電電力をご提示願います。	燃料化施設の引込点に対して高調波抑制対策指針に基づいた検討および対策を実施してください。その際の計算に使用する契約電力相当値は、燃料化施設で想定される電力値を使用してください。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
147	要求水準書(案)	35	7	7.4	c)	1)	高圧受変電設備	高調波流出量は、松ヶ島浄終末処理場受電点と考えてよろしいでしょうか？また、既設部分の高調波流出電流計算書は提示頂けるものと考えてよろしいでしょうか？	燃料化施設の引込点に対して高調波抑制対策指針に基づいた検討および対策を実施してください。その際の計算に使用する契約電力相当値は、燃料化施設で想定される電力値を使用してください。
148	要求水準書(案)	35	7	7.4	c)	2)	非常用自家発電設備	年次点検での停電時間及び回数をご教示下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
149	要求水準書(案)	36	7	7.4	c)	3)	監視制御設備	汚泥貯留棟中央監視室で集中監視とありますが、機器の設置スペースおよびケーブルルートについて御教示願います。	閲覧資料をご確認下さい。
150	要求水準書(案)	36	7	7.4	c)	3)	監視制御設備	「汚泥貯留棟中央監視室で集中監視を行い本設備は固形燃料化施設専用で設置」について検討するにあたり、汚泥貯留棟の現状の配置図面等一式をご提供お願いいたします。	閲覧資料をご確認下さい。
151	要求水準書(案)	36	7	7.4	c)	3)	監視制御設備	汚泥貯留棟中央監視室で集中監視を行いとありますが、汚泥貯留棟にはトイレや休憩室、更衣室は既存で流用可能との理解で宜しいでしょうか。流用できる既存設備および状態(修理・改修等の必要有無)をご教示願います。	ご理解のとおりです。状態等は閲覧資料や現地をご確認下さい。
152	要求水準書(案)	36	7	7.4	c)	3)	監視制御設備	真空遮断機の状態表示や開閉操作等を、既設の中央監視制御装置で実施ができるようにすること記載がありますが、既設側の改造は貴市の負担で実施いただけるという理解でよいでしょうか？仮に事業者の負担である場合、既設制御装置のメーカー・仕様を御教示ください。	事業者負担です。仕様等は閲覧資料をご確認下さい。
153	要求水準書(案)	36	7	7.4	c)	3)	監視制御設備	維持管理運営に必要な計測量、電力量、機器の運転及び故障、日報、月報、年報のデータを記録する量については事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書をご参照ください。
154	要求水準書(案)	36	7	7.4	c)	3)	監視制御設備	「本設備は、市が管理する監視制御システムとは独立したもので構築する」とありますが、固形燃料化施設のデータを貴市が管理する監視制御システム(水処理用システム、汚泥処理用システム)の帳票へ取込むことは不要であると理解してよろしいでしょうか。	一部必要となります。内容は契約時の協議によります。
155	要求水準書(案)	36	7	7.4	c)	3)	監視制御設備	「予備盤(MH13-2)の真空遮断機の状態表示や開閉操作等を既設の中央監視制御装置で実施」について検討するにあたり、既設中央監視制御装置他関連する既設電気設備全ての資料((展開接続図・盤図面・端子表等)やソフトウェア(制御・画面・帳票等)を含めた完成図書等)一式をご提供お願いいたします。	閲覧資料をご確認下さい。
156	要求水準書(案)	37	7	7.4	d)	2)	建設工事中の配慮	予見できない地中障害物が発見された場合、それらの撤去費用は市の負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	要求水準書(案)	37	7	7.4	d)	2)	建設工事中の配慮	地下埋設物に関する資料を貸与下さい。調査により想定外の地下埋設物等があった場合、対策費用は範囲外と考えてよろしいでしょうか。また、その場合の工期延長等に伴う費用も事業者の負担範囲外と考えてよろしいでしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
158	要求水準書(案)	38	7	7.4	d)	2)	建設工事中の配慮	既存返流水管の施工図面を貸与下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
159	要求水準書(案)	39	7	7.4	e)		建築・建築設備に関する要求水準	電気室・監視室と執務・事務スペースは合棟することも可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書(案)	39	7	7.4	e)		建築・建築設備に関する要求水準	固形燃料化施設の要員スペースは維持管理施設範囲内の執務・事務スペースを使用しても良いと解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
161	要求水準書(案)	40	7	7.5	c)		総合試運転	3ヶ月以上と記載がありますが、試験完了日が開始日から3ヶ月以上経過している必要がある、実施日数が90日以上必要という事ではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	要求水準書(案)	40	7	7.5	c)		総合試運転	総合試運転中に発生する副生成物及び総合試運転に供した脱水汚泥の処理について、事業者の責による系外搬出が発生した場合における廃棄物の運搬費及び処分費は、貴市による負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	要求水準書(案)	40	7	7.5	c)		総合試運転	総合試運転 3ヵ月以上のうち、実負荷試運転の運転時間(累積)は決まっていますか？	決めておりません。事業者の提案によるものとします。
164	要求水準書(案)	42	8	8.1	c)	1)	業務総括責任者および副業務総括責任者の配置	配置する技術者はいつまでに届出する必要がありますか？	応募資格確認申請書類提出時です。
165	要求水準書(案)	43	8	8.1	c)	2)	常時の体制	選任した有資格者が複数資格を有している場合は兼任可と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	要求水準書(案)	43	8	8.1	c)	2)	常時の体制	ホイルローダーが必要な作業を具体的にご教示ください。	脱水汚泥の搬出時に使用しております。
167	要求水準書(案)	44	8	8.1	c)	3)	夜間の体制	最低でも監視に1名必要との記載がございますが、遠隔監視は認められないでしょうか。	公告時に公表いたします。
168	要求水準書(案)	44	8	8.1	c)	3)	夜間の体制	運転体制については事業者の提案とさせていただきます。	ご意見として承ります。
169	要求水準書(案)	44	8	8.1	c)	3)	夜間の体制	夜間の体制については、維持管理運営開始後、安定的な運営が可能であることを示した場合は貴市との協議により人数の変更に応じて頂けますようお願いいたします。	ご意見として承ります。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
170	要求水準書(案)	44	8	8.1	c)	3)	夜間の体制	「…夜間の体制については最低でも監視に1名、他に複数名で巡視を行うこと。」とありますが、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年4月17日労働省告示第37号)」で、「労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他管理を自ら行うこと、労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うことが定められています。上記より、労働者請負の観点から、現状の表記では偽装請負にあたる恐れがあるため、「事業者は、本事業の対象施設である固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の安定した維持管理に必要な人員を配置すること」等に記載内容を変更することを検討ください。	ご意見として承ります。
171	要求水準書(案)	44	8	8.1	c)	3)	夜間の体制	夜間の体制(作業内容・人数等)は事業者にて決定することは可能ですか?参考までに現状の運転管理体制(人数等)をご指示下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
172	要求水準書(案)	44	8	8.1	d)		ユーティリティ条件	費用積算前提となる設定単価をご提示願います。また、運転開始後の燃料化施設を除く予想(契約)電力量をご提示願います。	公告時に公表いたします。
173	要求水準書(案)	44	8	8.1	d)		ユーティリティ条件	電力及び上水の単価は募集要項にて提示されると理解してよろしいでしょうか。	公告時に公表いたします。
174	要求水準書(案)	45	8	8.2	b)		測定に関する業務	24時間連続測定機を用いた測定・記録の対象について、燃料化方式により発生量が極端に少ない項目については連続測定の対象から除外可能であると理解してよろしいでしょうか。	各種法令に基づき測定しなければならない項目については除外できません。その他の項目については、協議によります。
175	要求水準書(案)	45	8	8.2			固形燃料化施設及び既存汚泥処理施設の維持管理運営に関する要求水準	<既存汚泥処理施設>の維持管理運営を検討するにあたり、以下資料のご提示をお願いいたします。完成図書、委託業務仕様書(共通・特記)、修繕履歴、運転データ(汚泥処理:日報、月報、年報)、不具合・故障報告書、各点検類用紙(巡視点検、監視記録、測定、分析)、薬品類管理、運転体制表、修繕計画、水処理運転データ(日報、月報、年報、水質分析データ)、業務計画書、請負業者一覧表等、貴市にて実施の分析項目及び結果表	閲覧資料をご確認下さい。
176	要求水準書(案)	45	8	8.2	b)		測定に関する業務	現状の炉排水の水質測定の頻度ならびに水質結果をご指示下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
177	要求水準書(案)	45	8	8.2	b)		測定に関する業務	臭気状況確認について具体的な方法等あれば、ご指示下さい。ポータブル型臭気センサー等により定期的に測定することよろしいでしょうか?	現在の測定方法は閲覧資料をご確認下さい。
178	要求水準書(案)	45	8	8.2	b)		測定に関する業務	振動・騒音測定の頻度についてご指示下さい。簡易測定機器により定期的に測定することよろしいでしょうか?	頻度・測定方法は事業者提案となります。
179	要求水準書(案)	45	8	8.2	b)		測定に関する業務	排ガス量は、24時間連続測定が必要でしょうか?	法令上問題が無ければ事業者の提案とします。
180	要求水準書(案)	46	8	8.2	d)		電気工作物に関する業務	市の定める保安規定に基づいた電気工作物の巡視・点検、測定の内容・頻度等をご指示下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
181	要求水準書(案)	46	8	8.2	d)		電気工作物に関する業務	電気主任技術者の監督のもとに行う補助業務を具体的にご指示ください。	点検業務の立会い等となります。
182	要求水準書(案)	46	8	8.2	e)		設備保守管理業務	既設汚泥処理施設の保守を行うにあたり、機器の詳細な仕様、保守履歴等の開示をお願いします。	閲覧資料をご確認下さい。
183	要求水準書(案)	46	8	8.2	e)		設備保守管理業務	貴市所有物の法定点検は、貴市にて実施頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	要求水準書(案)	47	8	8.2	g)		安全衛生管理	固形燃料化物の搬送車両は臭気漏洩を考慮した構造のものを使用するとございますが、それ以外に規定される要件は無いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	要求水準書(案)	47	8	8.2	e)		設備保守管理業務	既存汚泥処理施設の定期点検業務及び定期修繕業務は貴市の業務範囲であると理解してよろしいでしょうか。	事業範囲内の定期点検、小修繕は事業者の業務範囲となります。
186	要求水準書(案)	47	8	8.2	e)		設備保守管理業務	<既存汚泥処理施設>の設備保守管理業務を検討するにあたり、現状の業務仕様書及びこれまでの保守履歴等をご提供お願いいたします。	閲覧資料をご確認下さい。
187	要求水準書(案)	47	8	8.2	e)		設備保守管理業務	既存設備の修繕履歴を提示願います。	閲覧資料をご確認下さい。
188	要求水準書(案)	48	8	8.2	h)		エネルギー管理業務	配置を求められている「エネルギー管理担当者」は、エネルギー管理員の有資格者であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	要求水準書(案)	48	8	8.2	k)	1)	見学者対応	事業者が見学者用パンフレットの原稿を作成するが、必要な印刷及び費用負担は市の所掌範囲であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	要求水準書(案)	48	8	8.2	k)	1)	その他対応業務	パンフレットの印刷は貴市の業務であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	要求水準書(案)	49	8	8.2	k)	1)	その他対応業務 見学者対応	固形燃料化施設に関する見学者用パンフレットについて、事業者が実施する内容は原稿作成のみとして印刷等は貴市で対応されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	要求水準書(案)	48	8	8.2	k)	1)	その他対応業務	見学者対応は貴市にて行うものとされていますが、事業者の協力範囲は「固形燃料化施設に関する説明補助及び維持管理運営対象施設内における安全管理」に限定されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	要求水準書(案)	48	8	8.2	k)	3)	その他対応業務	周辺住民からの改善要求が要求水準以上である場合、対応しなくてもよいものと理解してよろしいでしょうか。	都度協議の上、決定いたします。
194	要求水準書(案)	48	8	8.2	k)	1)	その他対応業務	見学者説明員の要否や説明用看板のサイズ・枚数、パンフレットの言語やページ数等、具体的な条件は事業者提案によると理解してよろしいでしょうか。	見学は補助業務とします。看板・パンフレット仕様等は契約時に協議いたします。
195	要求水準書(案)	51	8	8.3	a)	(1)	修繕・大規模修繕・更新計画	「既存汚泥処理施設に関しては、小修繕の時期・期間・内容を具体的に記載」について検討するにあたり、これまでの修繕履歴等一式をご提供お願いいたします。	閲覧資料をご確認下さい。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
196	要求水準書(案)	51	8	8.3	a)		施設管理業務	現状の美観・防犯対策(実績)等をご教示下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
197	要求水準書(案)	53	8	8.3	c)		日常維持管理報告	日報データの作成・報告や緊急時の随時報告を検討するにあたり、現状の日報データ等をご提供お願いいたします。	閲覧資料をご確認下さい。
198	要求水準書(案)	53	8	8.3	d)		月間及び年間業務報告書	貴市が運用する施設情報システムへの入力に必要な基礎データの作成に必要な具体的な項目や提出方法等は募集要項にて提示して頂けると理解してよろしいでしょうか。	日報等のデータをExcel形式にて提出して頂(事を想定しております。提出方法はメールやCD等の受け渡しです。
199	要求水準書(案)	53	8	8.3	d)		月間及び年間業務報告書	既設については、現状使用されている記載内容・様式は流用可能でしょうか？	流用はできません。
200	要求水準書(案)	53	8	8.3	d)		月間及び年間業務報告書	必要に応じ記載内容の追加・削減が可能と解釈してよろしいでしょうか？	協議の上、決定します。
201	要求水準書(案)	55	9	9.1	a)		固形燃料化施設の停止時の対応	固形燃料化施設の修繕期間や故障による突発的停止時に発生する脱水汚泥の外部搬出の費用が事業者負担となっています。事業実施期間の年間処理汚泥量はあくまで想定値であり、実際の修繕期間に発生する汚泥量や発生時状況により20年間の「処分量」を確定することはできません。また、全事業期間における産業廃棄物「処分費」の算出についても、20年間の処分先の確保や処分単価を想定することが困難であるため、事業費用が過大に計上される恐れがあります。実施方針P11 リスク分担の考え方にお示しのとおり、「本事業では、予想されるリスクに対して最も適切に対応できる主体がそのリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業運営を目指すもの」とあり、脱水汚泥の外部搬出費用は、事業者の帰責事由以外は市負担とすべきものと考えます。	ご意見として承ります。
202	要求水準書(案)	55	9	9.1	a)		固形燃料化施設の停止時の対応	固形燃料化施設の停止時、脱水汚泥を場外搬出するための設備(カトゲート式ホッパ等)の建設は事業者範囲内でしょうか？ 臭気対策として建屋は必要でしょうか？	既存施設利用も可能ですが、当該施設を設置する場合は要求水準を満たした施設を事業者の負担において建設してください。
203	要求水準書(案)	55	9	9.2	a)		長期修繕等計画書	長期修繕計画書は必要に応じて変更できるとありますが、機器の使用状況により修繕内容及び頻度の増減が発生した場合でも、対価の補正は実施されないと理解してよろしいでしょうか。	協議により決定いたします。
204	要求水準書(案)	57	9	9.4	a)		品質管理	固形燃料化物は表8に記載がある種類:BSFを満足すればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	要求水準書(案)	57	9	9.4	c)		固形燃料化物の有効利用	貴市の帰責事由により固形燃料化物が有効利用先に販売できない場合は「全量買い取り義務」の対象外となると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	要求水準書(案)	57	9	9.4	c)		固形燃料化物の有効利用	環境に対する社会意識の変化や技術革新による市況変化により固形燃料化物の有効利用が困難となった場合のリスクは貴市にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	要求水準書(案)	57	9	9.4	c)		固形燃料化物の有効利用	利用先への燃料販売に当たり、環境省通知に基づいた逆有償での販売も可能と考えてよいでしょうか。	SPCが輸送費を負担し逆有償取引の場合は、利用先企業が固形燃料化物の占有者となるまでは廃棄物となります。
208	要求水準書(案)	58	9	9.5	b)		機能確認に伴う改善	事業者の瑕疵責任範囲は前項[9.5 a)]に示された機能と理解してよろしいでしょうか。また、事業者に瑕疵責任が無い場合の機能改善に伴う費用は貴市にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	要求水準書(案)	58	9	9.5	b)		機能確認に伴う改善	固形燃料化施設の運用は事業終了後何年程度稼働する計画で見込めば良いのでしょうか？	終了後の稼働は、現時点では想定しておりません。
210	要求水準書(案)	59	9	9.5	d)		技術指導	技術指導の期間は、貴市及び事業者が協議して決定するものと理解してよろしいでしょうか。	協議により決定いたします。
211	要求水準書(案)	59	9	9.5	d)		技術指導	技術指導は、事前に事業者と時期・内容に関する協議を実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	
212	要求水準書(案)	59	9	9.5	d)		技術指導	技術指導は行いますが、派遣期間が明示されていないことから派遣費については清算頂けるものと解釈してよろしいでしょうか？	
213	要求水準書(案)	59	9	9.5	d)		技術指導	既設維持管理開始に於いても、9.5d)相当の技術指導を行って頂けるのでしょうか？	行う予定です。
214	要求水準書(案)	59	10				既存汚泥処理施設の維持管理運営に関する要求水準	既存処理施設の維持管理の検討、提案にあたり、必要な既設のデータ、資料などについてはどのような形で貸与、もしくはご提供頂けますでしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
215	要求水準書(案)	59	10	10.2	a)		小修繕に関する業務	「事業者の行う修繕範囲は原則として1回につき130万円までの修繕を対象とし」とありますが、当該工事の積算の考え方、実施手順等を御教示願います。	小修繕内容の決定方法について、公告時に公表いたします。
216	要求水準書(案)	59	10	10.2	a)		小修繕に関する業務	「1機能を有する1設備の修繕を1回の修繕とする」とありますが、詳細な解釈(具体例等)の提示をお願いします。	小修繕内容の決定方法について、公告時に公表いたします。
217	要求水準書(案)	59	10	10.2	a)		小修繕に関する業務	小修繕の対象は1回につき130万円までとありますが、本金額には消費税及び地方消費税は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。また、回数及び金額について年間上限は設定されていないと理解してよろしいでしょうか。	小修繕内容の決定方法について、公告時に公表いたします。
218	要求水準書(案)	59	10	10.2	a)		小修繕に関する業務	小修繕内容の決定方法を教示願います。	公告時に公表いたします。
219	要求水準書(案)	59	10	10.2	a)		小修繕に関する業務	事業者が行う小修繕(1回につき130万円まで)について年間の想定回数を教示下さい。また、金額設定方法についてご教示下さい。	公告時に公表いたします。
220	要求水準書(案)	59	10	10.2	a)		小修繕に関する業務	別紙12の機器に関して、機器仕様、フローシート、配管組立図を貸与下さい。	閲覧資料をご確認下さい。

松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書(案)に係る質問及び意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
221	要求水準書(案)	59	10	10.2	a)		小修繕に関する業務	小修繕の計画を立てるにあたり、市で行う修繕の計画をご提示願います。	閲覧資料をご確認下さい。
222	要求水準書(案)	59	10	10.2	a)		小修繕に関する業務 (既存汚泥処理施設)	別紙12 機器リストで示される修繕機器のうち、(4)機械設備-脱水-で記載されているトラックスケールは、本業務の事業者以外に貴市等で使用を予定されているでしょうか。 また、貴市等でも使用される場合は、修繕及び法定検査等の費用を折半する等のご検討をお願いします。	菊間終末処理場の沈砂・しごの受入があります(頻度は1回/週程度)。費用については事業者負担となります。
223	要求水準書(案)	59	10	10.2	a)		小修繕に関する業務 (既存汚泥処理施設)	事業者の行う修繕範囲は、原則として1回につき130万円までの修繕を対象とするとありますが、年間又は事業期間に関する上限金額の記載がされていません。 そのため、過大な費用計上や故障発生の頻度によっては事業費が逼迫し、事業継続が困難になる恐れがあるため、それぞれの上限金額の設定をご検討願います。 また、既存汚泥処理施設におけるストックマネジメント等の調査資料や過去の修繕履歴(5年分程度)は、公告時に開示されるという理解でよろしいでしょうか。	年間上限は公告時に公表いたします。修繕履歴等は、閲覧資料をご確認下さい。
224	要求水準書(案)	59	10	10.2	b)		物品等の調達・管理に関する業務	現在使用している凝集剤とその添加率を提示願います。	閲覧資料をご確認下さい。
225	要求水準書(案)	59	10	10.2	b)		物品等の調達・管理に関する業務	既設設備について、現状の使用量(薬品・燃料)ならびに消耗品の交換頻度をご教示下さい。	閲覧資料をご確認下さい。
226	要求水準書(案)	60	10	10.2	c)		脱水汚泥に関する基準	不可抗力による設備停止時は、脱水汚泥の状態外部搬出することが認められると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	要求水準書(案)	60	10	10.3	a)		引継事項	既設設備管理開始に於いても、10.3)相当の引継事項の提示をお願いします。	ご意見として承ります。
228	要求水準書(案)	64～67	別紙2				脱水ケーキ性状	実施方針にて、一定範囲内の汚泥の質の変動は事業者のリスクとありますが、一定範囲内とはどの程度の変動範囲であるか御教示願います	公告時に公表いたします。
229	要求水準書(案)	65,66	別紙2				脱水ケーキの性状データ	汚泥の可燃分組成および重金属含有量等の変動幅を御教示ください。また、利用先設備に影響を及ぼすような汚泥含有物質の変動があったことにより、利用先へ販売できないときの負担については別途協議とさせていただきます。	ご意見として承ります。
230	要求水準書(案)	71	別紙5				二次処理水取水位置	二次処理水取水ポンプ(水中ポンプ)とありますが、P71の図(フロー)では陸上ポンプのシンボルとなっており、この陸上ポンプを更新することは可能と言う理解で宜しいでしょうか。	当該機器は水中ポンプです。協議の上、更新は可能です。
231	要求水準書(案)	84～89	別紙12				機器リスト	機器の詳細な仕様を提示願います。	閲覧資料をご確認下さい。
232	要求水準書(案)	84～89	別紙12				機器リスト	各機器の仕様はいつ頃提示頂けるでしょうか？	閲覧資料をご確認下さい。